

重 要

事 務 連 絡
平 成 2 3 年 3 月 2 8 日

保険医療機関(薬局)
各 柔道整復施術所 御中
訪問看護ステーション

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 海 沼 茂

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る診療報酬等請求の取扱いについて(通知)

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。また、今回の地震で被災された関係者の皆様へ心からお見舞いを申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省発出の各通知に基づき、現時点での取扱いについて、下記のとおりとりまとめましたので御確認願います。御不明な点がありましたら担当までお問い合わせください。なお、本会においても物資が不足しているため、厚生労働省発出の各通知については次ページVを参照のうえ、厚生労働省ホームページから御覧いただくようお願いいたします。御迷惑をおかけしますが、御理解のほどよろしく願います。

記

I 被災された被保険者の一部負担金等の取扱いについて

※一部負担金等とは、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額をいいます。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する方

(1)災害救助法の適用市町村のうち、岩手県全34市町村、宮城県全35市町村等(※岩手県、宮城県以外の該当市町村は御確認ください。)に住所を有する(地震の発生以後、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者(※後期高齢者)の方

(2)東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをされた方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による、避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域(※福島第一原発から半径20km、福島第二原発から半径10km圏内)であるため避難を行った旨

2 取扱いの期間

当面、5月までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとなります。ただし、1(2)③の場合は5月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に、1(2)④の場合は5月までのうち当該指示が解除されるまでの間に限ります。

3 医療機関における確認等

(1) 1(2)の申し立てを行われた方については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認していただき、その方の1(2)の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておいてください。ただし、被保険者証等が提示できない場合には、以下の①、②を診療録に記録しておいてください。

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

(2) 一部負担金等の支払を猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求していただきます。なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡される予定となっています。

II 公費負担医療の取扱いについて

各公費負担医療制度に係る受給者証、患者票等がなくても、①各公費負担医療制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できるものとし、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとすることとされています。

重 要

Ⅲ その他保険診療関係等の取扱いについて

以下の①～⑥については、平成23年3月15日付け事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」(以下一覧の◇の通知)を御確認願います。

①保険医療機関等の建物が全半壊した場合の取扱い、②保険調剤の取扱い、③定数超過入院について、④施設基準の取扱いについて、⑤診療報酬の請求等の取扱いについて、⑥訪問看護の取扱いについて

Ⅳ 柔道整復施術療養費の請求方法等について

上記Ⅰ～Ⅲは、保険医療機関等(※健康保険法に規定する保険医療機関、保険薬局、介護老人保健施設、指定訪問看護事業者など)に係る内容であり、平成23年東北地方太平洋沖地震に係る柔道整復施術療養費の請求方法等については、現時点では示されておりません。

Ⅴ 平成23年東北地方太平洋沖地震関連情報として厚生労働省ホームページへ掲載されている内容

【重要なお知らせ】○ 医療機関・医療従事者の方へ

[<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000154aa.html>]

○ 厚生労働省から発出した通知

※なお、以下の通知は、診療報酬等の請求に係る主なものです。これ以外にも医療関係の通知が掲載されていますので併せて御確認ください。

[<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1.html>]

平成23年3月18日発出

- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の一部負担金等の取扱いについて(その2)(保険局国民健康保険課)
- ・東北地方太平洋沖地震による被害者の公費負担医療の取扱いについて(その2)(健康局疾病対策課、雇用・均等・児童家庭局母子保健課)
- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入世帯に係る被保険者資格の認定等について(保険局国民健康保険課、高齢者医療課)

平成23年3月16日発出

- ・平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて

平成23年3月15日発出

- ◇平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(保険局医療課、老健局老人保健課)
- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者等の一部負担金等の取扱いについて(保険局保険課)
- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(保険局医療課)

平成23年3月11日発出

- ・東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて(健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局保護課・援護企画課、社会・援護局障害保健福祉部)

以上

担当: 審査管理課管理係
TEL 019-623-0951